

<1. ①> 我が国が欧州連合(EU)、モンゴル、コロンビアとの経済連携で実現したいルール

対象国・地域	要求すべきルール	背景(被害状況(事例)・見込等)、理由(具体的に記載ください)	対象国・地域の関連法令(特定できる場合は詳細に記載ください)	ルールの実現により見込まれる効果	関連業界	対応する我が国の法制度・運用	その他留意事項等
EU	グレースピリオドを認める条文(日本特許法第30条と同程度のもの)をEPCに加えるべきである。	グレースピリオドを認めるEPC55条と日本特許法第30条とを比較すると、EPCでは、特定の博覧会での展示を除き、出願人の行為に起因する新規性喪失の例外が認められていないなど、JP-EPCの経済連携の下で、不公平である。	EPC55条	EPCの特徴を知らない日本人出願人を救済できる	大学など	特許法第30条	

<2. > 我が国がTPP交渉参加9カ国及びカナダ・メキシコ、中国、韓国、ASEAN諸国、その他APEC加盟国、インドとの経済連携で慎重に検討すべきルール

対象国・地域	慎重に検討すべきルール	背景、理由(具体的に記載ください)	対象国・地域の関連法令(特定できる場合は詳細に記載ください)	ルールの策定により想定される影響	関連業界	対応する我が国の法制度・運用	その他留意事項等
インド	特許の実施報告書の提出義務が毎年課されている。実施していない場合には、実例はないようであるが、1億ルピーの罰金が課される。		インド2003年特許法146条 規則131 1970年法122条	特許権者にとり過酷であるとおもわれる。			
米国	人間を手術、診断又は治療する方法の発明に特許を付与する。	米国では非特許対象発明がほとんどない。		医師等による医療行為が制限される恐れがある。		「産業上利用することができる発明」に該当しないとして、特許は付与されない。	世界的な特許制度の調和が望まれるところ、米国に特有の制度は慎重に検討すべき。 なお、「医療行為を特許の保護対象としない」と言う例外規定を設けることを条件として、治療方法等への特許付与に賛成してはどうか、という意見もありました。理由は、Ips細胞等の再生医療分野では日本が技術的に世界をリードしており、この分野で革新的な発明が今後生まれる可能性があるから、というものです。
米国	特許存続期間の調整	審査遅延に応じて特許存続期間を延長する制度。米韓自由貿易協定により韓国にも導入された。	米国特許法154条(b)	審査の拙速、第三者の監視負担		審査期間の長短にかかわらず、特許存続期間は出願後20年で満了する。	
米国	3倍賠償制度	裁判所は故意侵害等に対して損害額を3倍まで増加させることがある。	米国特許法284条			賠償額は認定された損害額を上回ることはない。	わが国不法行為法の趣旨を逸脱する。

対象国・地域	慎重に検討すべきルール	背景、理由 (具体的に記載ください)	対象国・地域の関連法令(特定できる場合は詳細に記載ください)	ルールの策定により想定される影響	関連業界	対応する我が国の法制度・運用	その他留意事項等
中国	無審査の実用新案権に基づく権利行使に制限をする。	方式審査のみで登録された権利に基づく権利行使につき、もう少し権利者に責任を課すべきである。 無効率から見ると、中国の実用新案権は特許権と比べても必ずしも弱くない。また、権利行使において高度な注意義務がない。(権利行使後に実用新案権が無効となった場合において、権利者が「悪意に」損害を与えたときは損害賠償責任が生じる。)膨大な賠償金を獲得した事件がある(約43億円 シュナイダー事件)。	特許法第22条第1項 民事訴訟法第50条第3項 民法通則第106条第2項 判決(2003)京民三初字第188号	審査主義をとる特許権に対して権利が不安定にもかかわらず高度な注意義務がない実用新案権の濫用の影響(無用な紛争、膨大な賠償金)が想定される。	物の発明	評価書提示義務、高度な注意義務が課される。権利行為後に実用新案権が無効になった場合は、権利者側の無過失立証責任が生じる。ただし、日本の実用新案制度があまり利用されていないことを鑑みるに、日本の制度が良いともいえない面はある。	中国の国内出願人は、実用新案出願件数が特許出願件数を上回っている。2010年特許293066件 実用新案407238件 2011年特許526412件(うち国内出願人415829件:79%)、実用新案585467件(うち国内出願人581303件:99%)
中国	特・実の重複付与制度 特⇔実の変更制度なし	特・実の重複付与制度を利用し、特許査定が確定するまで実用新案制度で保護し、特許査定ときに(特許権と同一の)実用新案権を放棄して特許権による保護を受けられる。	特許法第9条但書	実用新案と特許の両方で同一発明を継続的に保護可能 実用新案権の利用価値大 実用新案権から特許権に変更不可(逆も不可)		ダブルパテントは許容されない(特許法39条) 出願の変更可能(特許法46条)	
中国	優先権主張を伴う商標登録出願について、優先権を柔軟に認めていただきたい。	パリ条約に基づく優先権の主張が認められるためには、優先権を伴う出願の指定商品が、第1国になされた出願の指定商品と完全同一でなければならないため。		中国への商標登録出願の指定商品を必要なものに限定したり、付加したりして実情に沿った出願形式とすることができる。		商標法9条の2	
中国	原産地の地名の保護を強化していただきたい。	中国で商品を販売する際、産地を表示したいが、中国で第三者に商標登録されていて使用できない。	中国商標法第10条第2項「公衆に広く知られた外国の地理的名称は商標として登録できない」→ 広く知られていない地名は登録されてしまう。産地として使用したい地名を一々中国で権利化をしなければならぬのか、という農業関係者等の心配がある。	商品の適切な産地表示を行うことができる。			
タイ	不使用取消審判の際、被請求人に使用の事実を証明させて欲しい。(立証責任の転換を図って欲しい。)	不使用取消審判で、被請求人の商標が不使用であることを請求人側が証明しなければならず、そのような証明は甚だ困難。	タイ商標法63条	不使用取消審判を実効性のある制度とする。(現状では、請求人が使用していないことを立証しなければならず、審判制度を利用できない。)		被請求人側に立証責任あり。	
諸国	医薬についての存続期間の延長制度のない国に対して存続期間の延長制度を導入する。	実施できなかった期間を補填すべきである。				特許法68条の2	この要求は、TPPではUSTRが要求してくると思われるジェネリック医薬の要求につながるおそれがある。